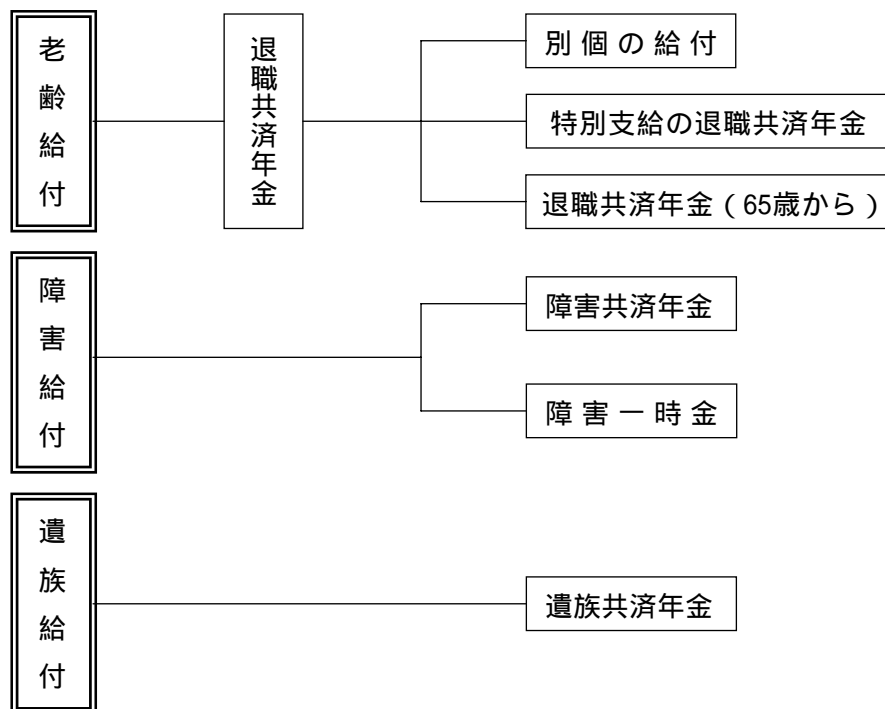


2. 長期給付の種類

(1) 共済年金の種類



(2) 基礎年金の種類

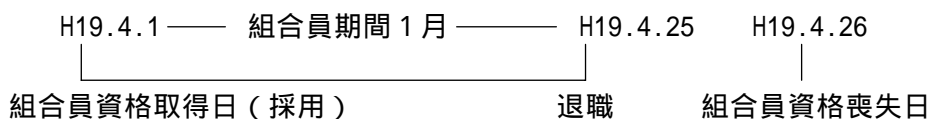
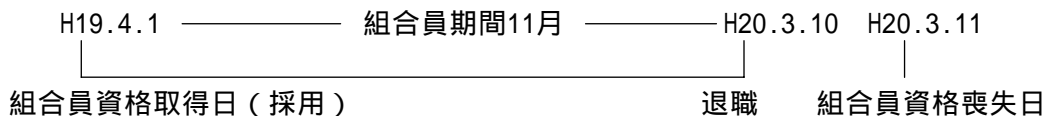
老齢基礎年金	組合員期間等（国民年金，厚生年金，地方公務員共済組合，国家公務員共済組合等の公的年金制度の加入通算期間）が25年以上ある場合65歳から支給される。
障害基礎年金	国民年金法により定められた障害等級の1級又は2級に該当する状態にある場合（障害共済年金の障害等級の1級又は2級に該当する状態にある場合）に支給される。
遺族基礎年金	組合員の死亡当時，その者によって生計を維持されていた18歳未満の子のある妻，または18歳未満の子に支給される。（国民年金法で定められた障害等級の1級又は2級に該当する障害のある子の場合には20歳未満）

2 - 2 . 通則

長期給付関係の算定については、組合員期間及び平均給与（給料）月額を計算の基礎として定められた公式により算出される。

(1) 組合員期間

組合員資格取得日の属する月から組合員資格喪失日の属する月の前月までとする（資格取得日と喪失日が同一月に属する時は1月として算入する。）。したがって、月の中で退職した者にあつては、その月は組合員期間に算入されない。



* 同一月内に再び組合員になったとき、又は他の公的年金各法の被保険者、組合員又は加入者となったときは、組合員期間としない。

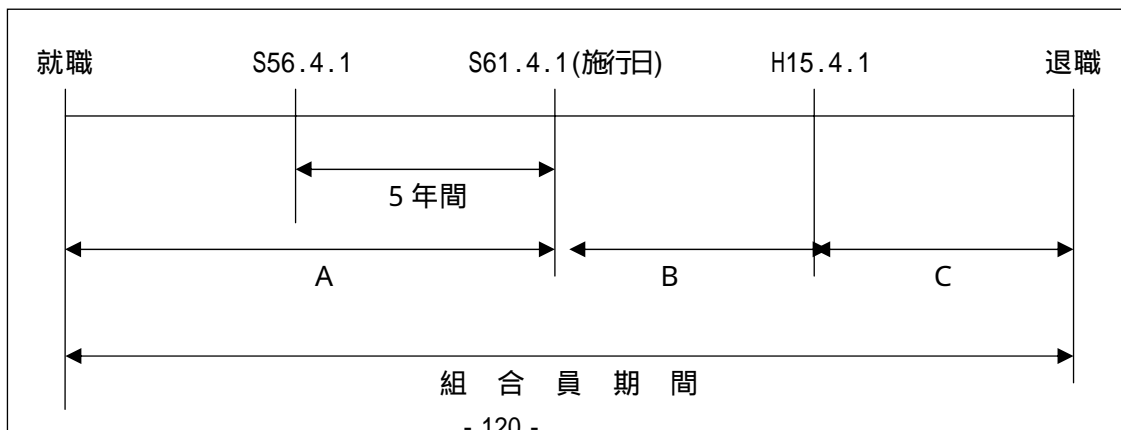
(2) 平均給与（給料）月額

年金額の算定の基準となる平均給料月額は、組合員であった期間の各月の掛金の標準となった給料の額に公務員の諸手当の平均的な割合を勘案した手当率を乗じて得た額の合計額を、全期間の月数で除して得た額とする。

また、平成15年4月以後の期間を有する者の場合は、平均給与月額を基準として算定する。平均給与月額は、組合員であった期間の各月の掛金の標準となった給料の額に手当率を乗じて得た額及び掛金の標準となった期末勤勉手当等の額の合計額を、全期間の月数で除して得た額とする。

$$\text{掛金の標準となった給料} = \text{本俸} + \text{教職調整額} + \text{給料の調整額}$$

組合員期間が施行日（昭和61年4月1日）前から引き続いている場合



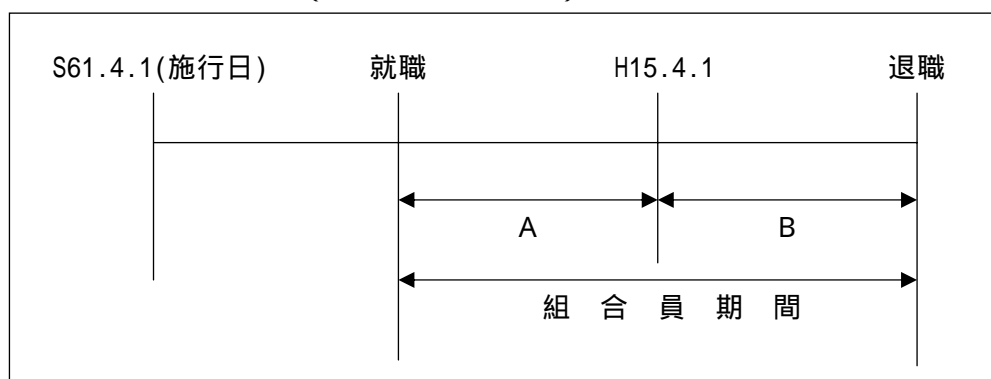
[平均給料月額]

$$\begin{aligned}
 & \left[\begin{array}{l} \text{(注3)} \\ \text{S56.4.1～S61.3.31の} \\ \text{各月の掛金の標準とな} \\ \text{った給料の総額} \end{array} \times \frac{1}{60} \times \begin{array}{l} \text{(注4)} \\ \text{全期間} \\ \text{換算率} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{(注2)} \\ \text{手当率} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{(注1)} \\ \text{再評価率} \end{array} \right] \times \text{Aの月数} \\
 & + \left[\begin{array}{l} \text{(注2)} \\ \text{(Bの各月の掛金の標準とな} \\ \text{った給料} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{(注1)} \\ \text{手当率} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{(注1)} \\ \text{再評価率} \end{array} \right] \text{の合計額} \\
 \text{平均給料月額} = & \frac{\hspace{15em}}{\text{Aの月数} + \text{Bの月数}}
 \end{aligned}$$

[平均給与月額]

$$\begin{aligned}
 & \left[\begin{array}{l} \text{Cの各月の掛金} \\ \text{の標準とな} \\ \text{った給料} \end{array} \begin{array}{l} \text{(注2)} \\ \times \\ \text{手当率} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{(注1)} \\ \text{再評価率} \end{array} + \begin{array}{l} \text{Cの掛金の標準} \\ \text{とな} \\ \text{った期末手} \\ \text{当等の額} \end{array} \begin{array}{l} \text{(注1)} \\ \times \\ \text{再評価率} \end{array} \right] \text{の合計額} \\
 \text{平均給与月額} = & \frac{\hspace{15em}}{\text{Cの月数}}
 \end{aligned}$$

組合員期間が施行日（昭和61年4月1日）以後のみの場合



[平均給料月額]

$$\left[\begin{array}{l} \text{(注2)} \\ \text{(Aの各月の掛金の標準とな} \\ \text{った給料} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{(注1)} \\ \text{手当率} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{(注1)} \\ \text{再評価率} \end{array} \right] \text{の合計額}$$

[平成 6 年再評価率]

平成12年改正法附則の経過措置による保障額等を算定する場合において，平均給料（給与）月額を平成 6 年度ベースに固定するための率。

期 間	再 評 価 率
昭和62年 3 月以前の期間	1.22
昭和62年 4 月から昭和63年 3 月までの期間	1.19
昭和63年 4 月から平成元年11月までの期間	1.16
平成元年12月から平成 3 年 3 月までの期間	1.09
平成 3 年 4 月から平成 4 年 3 月までの期間	1.04
平成 4 年 4 月から平成 5 年 3 月までの期間	1.01
平成 5 年 4 月から平成12年 3 月までの期間	0.99
平成12年 4 月から平成17年 3 月までの期間	0.917
平成17年 4 月から平成18年 3 月までの期間	0.923
平成18年 4 月から平成19年 3 月までの期間	0.926
平成19年 4 月から平成20年 3 月までの期間	0.924
平成20年 4 月から平成21年 3 月までの期間	0.924
平成21年 4 月から平成22年 3 月までの期間	0.914
平成22年 4 月から平成23年 3 月までの期間	0.927
平成23年 4 月から平成24年 3 月までの期間	0.934

[平成12年再評価率]

平成16年改正法による額を算定する場合において、平均給料（給与）月額を平成11年度ベースに固定するための率。

期 間	生 年 月 日	昭和 8 年 4 月 2 日以後
昭和62年 3 月以前の期間		1.304
昭和62年 4 月から昭和63年 3 月までの期間		1.272
昭和63年 4 月から平成元年11月までの期間		1.240
平成元年12月から平成 3 年 3 月までの期間		1.165
平成 3 年 4 月から平成 4 年 3 月までの期間		1.112
平成 4 年 4 月から平成 5 年 3 月までの期間		1.080
平成 5 年 4 月から平成 6 年 3 月までの期間		1.059
平成 6 年 4 月から平成 7 年 3 月までの期間		1.038
平成 7 年 4 月から平成 8 年 3 月までの期間		1.016
平成 8 年 4 月から平成 9 年 3 月までの期間		1.004
平成 9 年 4 月から平成10年 3 月までの期間		0.991
平成10年 4 月から平成17年 3 月までの期間		0.980
平成17年 4 月から平成18年 3 月までの期間		0.987
平成18年 4 月から平成19年 3 月までの期間		0.990
平成19年 4 月から平成21年 3 月までの期間		0.988
平成21年 4 月から平成22年 3 月までの期間		0.977
平成22年 4 月から平成23年 3 月までの期間		0.991
平成23年 4 月から平成24年 3 月までの期間		0.998

[平成16年以後の再評価率]

期 間	生 年 月 日	昭和13年 4 月 2 日以後
昭和62年 3 月以前の期間		1.276
昭和62年 4 月から昭和63年 3 月までの期間		1.243
昭和63年 4 月から平成元年11月までの期間		1.213
平成元年12月から平成 3 年 3 月までの期間		1.139
平成 3 年 4 月から平成 4 年 3 月までの期間		1.087
平成 4 年 4 月から平成 5 年 3 月までの期間		1.057
平成 5 年 4 月から平成 6 年 3 月までの期間		1.035
平成 6 年 4 月から平成 7 年 3 月までの期間		1.015
平成 7 年 4 月から平成 8 年 3 月までの期間		0.994
平成 8 年 4 月から平成 9 年 3 月までの期間		0.982
平成 9 年 4 月から平成10年 3 月までの期間		0.969
平成10年 4 月から平成11年 3 月までの期間		0.958
平成11年 4 月から平成12年 3 月までの期間		0.957
平成12年 4 月から平成13年 3 月までの期間		0.957
平成13年 4 月から平成14年 3 月までの期間		0.956
平成14年 4 月から平成15年 3 月までの期間		0.962
平成15年 4 月から平成16年 3 月までの期間		0.965
平成16年 4 月から平成17年 3 月までの期間		0.966
平成17年 4 月から平成18年 3 月までの期間		0.967
平成18年 4 月から平成19年 3 月までの期間		0.967
平成19年 4 月から平成20年 3 月までの期間		0.965
平成20年 4 月から平成21年 3 月までの期間		0.949
平成21年 4 月から平成22年 3 月までの期間		0.963
平成22年 4 月から平成23年 3 月までの期間		0.970
平成23年 4 月から平成24年 3 月までの期間		0.970

[平成16年以後の再評価率] は、毎年度、原則として「名目手取り賃金変動率」を基準として改定される。

(注2)[手当率]

手当率は、厚生年金保険や他の共済年金制度における平均標準報酬月額との均衡を考慮して、一般職の職員である組合員の給料の額に対する給与の月額の平均的な割合とすることとされており、一般職又は特別職の種別ごとに次のとおりとされている。

期 間 の 種 別	手当率
一般職の職員であった期間	1.25
特別職の職員であった期間	1.00

(注3)[昭和60年再評価率]

昭和61年3月31日以前の5年間における各月の給料の額については、その額を昭和60年度水準の額とするため、原則として次表の期間区分に応じてその給料の額のそれぞれの同表の再評価率を乗じて得た額から、当該給料の額を控除した額を加算した額を加算した額とする。

期 間	率
昭和56年4月1日から昭和57年3月31日までの期間	1.109
昭和57年4月1日から昭和58年3月31日までの期間	1.109
昭和58年4月1日から昭和59年3月31日までの期間	1.087
昭和59年4月1日から昭和60年3月31日までの期間	1.052

(注4) [全期間換算率(手当率を含む)]

施行日前5年間の平均額を施行日前の全期間の平均額に換算するための率。

期 間	率	期 間	率
5年以下	1.255	20年を超え21年以下	0.974
5年を超え6年以下	1.246	21年を超え22年以下	0.960
6年を超え7年以下	1.226	22年を超え23年以下	0.947
7年を超え8年以下	1.206	23年を超え24年以下	0.934
8年を超え9年以下	1.183	24年を超え25年以下	0.922
9年を超え10年以下	1.162	25年を超え26年以下	0.912
10年を超え11年以下	1.143	26年を超え27年以下	0.903
11年を超え12年以下	1.123	27年を超え28年以下	0.894
12年を超え13年以下	1.104	28年を超え29年以下	0.887
13年を超え14年以下	1.086	29年を超え30年以下	0.881
14年を超え15年以下	1.068	30年を超え31年以下	0.875
15年を超え16年以下	1.051	31年を超え32年以下	0.870
16年を超え17年以下	1.035	32年を超え33年以下	0.865
17年を超え18年以下	1.019	33年を超え34年以下	0.862
18年を超え19年以下	1.003	34年を超えるもの	0.860
19年を超え20年以下	0.988		

「期間」は昭和61年3月31日までの間

(注5) 給料を昭和60年度ベースに改定する率等

昭和60年3月31日以前に退職した者について、退職ごとに組合員期間に係る各月の掛金の標準となった給料の平均額(平均給料額)を算出するに当たっては、給料年額の12分の1の額を昭和60年度ベースの給料の額に改定してから、5年換算率及び全期間換算率を乗じることとなる。昭和60年度ベースの給料の額に改定する算式は、給料年額(昭和59年度ベース)を次表の区別に応じて、増額改定し、その額を12で除する。

給料年額(昭和59年度ベース)	率	金 額
1,200,000円未満	1.053	0円
1,200,000円以上5,388,236円未満	1.051	2,400円
5,388,236円以上	1.000	277,200円

(改定額が5,520,000円を超えるときは当該額を限度とする)

(注6)[5年換算率]

退職前1年間の平均給料額を5年間の平均給料額に換算するための率。

期 間	率	期 間	率
1年以下	1.000	18年を超え19年以下	0.925
1年を超え2年以下	0.988	19年を超え20年以下	0.926
2年を超え3年以下	0.967	20年を超え21年以下	0.927
3年を超え4年以下	0.950	21年を超え22年以下	0.928
4年を超え5年以下	0.936	22年を超え23年以下	0.930
5年を超え6年以下	0.926	23年を超え24年以下	0.932
6年を超え7年以下	0.918	24年を超え25年以下	0.935
7年を超え8年以下	0.913	25年を超え26年以下	0.938
8年を超え9年以下	0.910	26年を超え27年以下	0.941
9年を超え10年以下	0.909	27年を超え28年以下	0.944
10年を超え11年以下	0.909	28年を超え29年以下	0.947
11年を超え12年以下	0.911	29年を超え30年以下	0.950
12年を超え13年以下	0.913	30年を超え31年以下	0.953
13年を超え14年以下	0.916	31年を超え32年以下	0.956
14年を超え15年以下	0.918	32年を超え33年以下	0.960
15年を超え16年以下	0.921	33年を超え34年以下	0.964
16年を超え17年以下	0.923	34年を超えるもの	0.970
17年を超え18年以下	0.924		

(3) 支給期月等

年金の支給は、定期支給月（2月、4月、6月、8月、10月及び12月）の15日（その日が土曜日に当たるときは14日、また、日曜日に当たるときは13日）にそれぞれ前月までの2か月分が支給される。

また、送金案内書については、年2回、6月定期支給月（6月、8月、10月の3定期分）及び12月定期支給月（12月、2月、4月の3定期分）に封書で送付される。